

地域安全活動に関する補助金 をご利用ください

区内の犯罪発生状況は減少傾向にありますが、不審者などの報告は年々増加しています。地域の皆さんの力を合わせて、安全・安心な地域の実現を進めましょう。区では、地域での自主的な防犯活動を支援しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 生活安全課 ☎03 - 5654 - 8478

安全な地域社会を築くための活動補助

地域安全パトロールなど、さまざまな防犯活動を自主的に行う団体を支援します。

- 【対象】 自治町会、青少年健全育成団体、PTA、商店会など
- 【補助対象経費】 ベスト、腕章、帽子、懐中電灯などの購入費
- 【補助額】 補助対象経費の6分の5または2分の1

青色防犯パトロール活動の補助

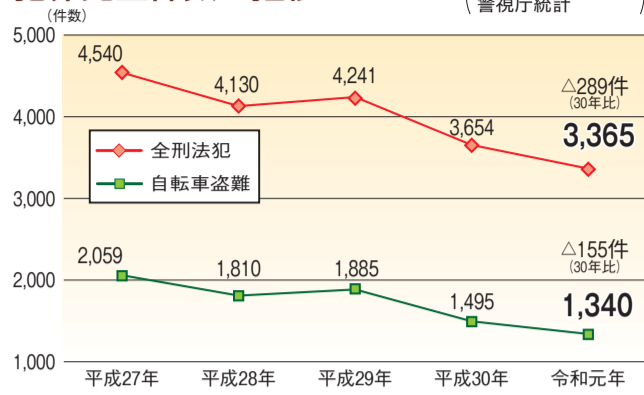
青色回転灯装着車両を保有し、青色防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

- 【対象】 防犯協会、自治町会、防犯ボランティア団体などで、警察から青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することができる証明書を交付された団体
- 【補助対象経費】 青色防犯パトロール活動に使用した車両の運行に関する経費(活動に要した実走行距離から算出)
- 【補助額】
 - 1 車両当たり上限
 - ▶ 燃料費 年額30,000円
 - ▶ タイヤ購入費 年額50,000円



犯罪発生件数の推移

(葛飾・亀有警察署、
 警視庁統計)



街頭防犯カメラの設置に関する補助

街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

- 【対象】 自治町会、商店会
- 【補助額】
 - ▶ 商店会単独または複数の商店会 総事業費の3分の2(上限600万円)
 - ▶ 自治町会単独 総事業費の6分の5(上限500万円)
 - ▶ 自治町会・商店会の連携 総事業費の6分の5(上限750万円)



街頭防犯カメラ維持管理費の補助

区の補助金を利用して街頭防犯カメラを設置した自治町会・商店会に対して、カメラの電気代と共架料の一部を補助します。

- 【対象】 区の補助金を活用して街頭防犯カメラを設置した団体
- 【補助額】 街頭防犯カメラ1基当たり
 - ▶ 電気料 月額300円
 - ▶ 共架料 月額100円または200円
- また、令和2年度から、保守点検費・修繕費・移設費の補助も開始します。

各種補助金の申請をお考えの団体は、必ず事前に生活安全課(☎03 - 5654 - 8478)へご連絡ください。

ホストファミリーと 国際交流ボランティアを 募集します

ホストファミリー

海外からホームステイに訪れる青少年や大人を家族の一員として受け入れます。オーストラリア・ウィーン市フロリズドルフ区とマレーシア・ペナン州の方を受け入れています。

- 【対象】 区内在住で家族全員が受け入れに理解・賛同し、少なくとも1人は外国語でコミュニケーションをとることができる家庭

語学ボランティア

国際交流イベントや外国都市との友好交流事業での通訳、外国人向け情報などの翻訳補助をします。

- 【対象】 規定の言語能力を有する18歳以上の方
- 詳しい要件などは、申請書の案内をご覧ください。

交流ボランティア

国際交流イベントや講座などの運営や補助をします。

- 【対象】 18歳以上の方

いずれも

【申請方法】 かつしかシンフォニーヒルズ窓口で配布する所定の申請書に必要事項を記入の上、持参か郵送。

申請書は区ホームページからも取り出せます。
 【申請・担当課】
 〒124 - 0012立石6 - 33 - 1 かつしかシンフォニーヒルズ別館内文化国際課
 ☎03 - 5670 - 2259

令和2年度国民健康保険料の算定基準が決まりました

令和2年度保険料の算定基準は下表のとおりです。令和元年中の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から、基礎控除額33万円を差し引いた金額(旧ただし書き所得)を基に計算します。

令和2年度の国民健康保険料決定通知書兼納入通知書などは6月17日(水)発送予定です。
 【担当課】 国保年金課 ☎03 - 5654 - 8210

あなたの世帯の年間保険料	医療分保険料 (基礎賦課額)	支援金分保険料 (後期高齢者支援金等賦課額)	介護分保険料 (介護納付金賦課額)
=	賦課限度額は63万円	賦課限度額は19万円	賦課限度額は17万円
	所得割額	所得割額	所得割額
	加入者全員の旧ただし書き所得の合計 × 7.14%	加入者全員の旧ただし書き所得の合計 × 2.29%	該当者全員の旧ただし書き所得の合計 × 2.03%
	均等割額 39,900円 × 加入者数	均等割額 12,900円 × 加入者数	均等割額 15,600円 × 該当者数

※介護分保険料は、40～64歳の国保加入者(介護保険第2号被保険者)を対象に計算します。
 ただし、適用除外施設に入所している方は、届け出により免除される場合があります。
 ※前年の総所得金額などが一定基準以下の世帯の均等割額は、7割・5割・2割軽減して計算します(均等割額の軽減判定をするためには、住民税の申告が必要です)。

令和2年2月の国民健康保険料を特別徴収(年金天引き)で納めた方へ

令和2年4・6月の特別徴収(年金天引き)は、令和2年2月の特別徴収額と同額を仮徴収します。

8月～令和3年2月の特別徴収は、6月に決定する令和2年度の年間保険料額から4・6月で仮徴収した金額を引いた残額となります。

口座振替に切り替えることもできます。手続き方法など、詳しくは国保年金課(☎03 - 5654 - 8210)へお問い合わせください。

なお、世帯主の方が令和2年度中に75歳になる場合は、普通徴収(口座振替や納付書による支払い)に切り替わります。